

第39回 一関地区広域行政組合  
一般廃棄物処理施設整備検討委員会

次 第

日時 令和5年3月27日（月）  
午後1時30分～午後3時30分  
場所 一関市役所3階 特別会議室

1 開 会

2 協 議

(1) (仮称) 危険・有害ごみの収集について

(2) 古着の回収について (案)

(3) 小型家電の回収について

3 そ の 他

4 閉 会

## (仮称) 危険・有害ごみの収集について

### 1 (仮称) 危険・有害ごみの分別区分の新設について

令和4年11月1日開催の第34回施設整備検討委員会において次のとおりとしていたもの。

その危険性や有害性にかんがみ、「(仮称) 危険・有害ごみ」という分別区分を新設することとし、具体的な対象品目や排出・収集方法、引き渡し先の確保については、構成市町と連携しながら引き続き検討することとする。

なお、導入時期については、新処理施設の整備に関わらず早期に導入が可能であれば、早期の導入を目指すこととする。

### 2 対象品目・排出方法 (案)

対象品目・排出方法 (案) は下表のとおり。

新分別区分	対象品目	排出方法
(仮称) 危険・有害ごみ	スプレー缶	指定袋により一括してごみ集積所へ排出する (蛍光管は購入時の箱や新聞紙に包んだ状態で指定袋に入れること)
	ライター類	
	リチウムイオン電池等の充電式電池 (充電式電池を取り外せない製品を含む)	
	乾電池	
	ボタン型電池	
	蛍光管	
	水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計	清掃センターへ持ち込み ※従前のとおり

### 3 収集方法 (案)

収集方法 (案) は下表のとおり。

収集方法	計画収集による。 現行の「蛍光管」の収集日を、「(仮称) 危険・有害ごみ」の収集日とする (隔月)。
収集車両	塵芥車以外の車両とする。

**【理由】**

現行の「蛍光管」の収集日を「(仮称) 危険・有害ごみ」の収集日に置き換える案であり、収集日は変わらず収集品目のみの変更となるため住民側が受け入れやすいと考える。

また、(仮称) 危険・有害ごみは蛍光管のみの収集と比べて収集量の増加が見込まれるため、蛍光管を含めてごみ種別ごとに収集車両を配置している一関清掃センター管内では収集量の増加に対応するため収集車両の見直しが必要になるが、対象品目は主に現行の不燃ごみからの移行分であるため、不燃ごみと蛍光管を同日に同一車両で混載して収集している大東清掃

センター管内では収集車への積載量に変動が生じないため収集車両の見直しが不要。

#### 4 処理方法

(1) スプレー缶、ライター類

手選別 → ガス抜き → 破碎処理 → 資源は回収、不燃は埋立て

(2) リチウムイオン電池等の充電式電池、乾電池、ボタン型電池、蛍光管、水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計

手選別 → 外部処理委託

## 古着の回収について（案）

### 1 古着の回収について

令和4年8月29日開催の第32回施設整備検討委員会において次のとおりとしていたもの。

古着の収集を実施することについては、収集方法や施設整備のほか、引渡し先の需要に影響されることが課題となっているものの、**実施自体は可能なもの**と考える。

特に一関市で行われている古着の特別回収の実績量は、年々増加傾向にあることから、住民の関心も高いものであることが推測され、古着回収の機会を増やすことは、古着の資源化によるごみ減量化につながることや、住民への啓発効果が高いものとする。

このことから、**古着の収集を行うことを前提とした、リサイクル施設整備基本計画とする。**

なお、具体的な収集方法や引渡し先の確保については、構成市町と連携しながら引き続き検討することとする。

### 2 現状

一関市でイベント回収を実施。

#### (1) 回収対象物

繊維衣類（スーツ、セーター、ジャケット、スカート、ジャージ、Tシャツ、ワイシャツなど）、タオル、シーツ ※洗濯済みのもの（タンスにしまえる状態のもの）が対象。

#### (2) 回収量

令和3年度実績 25,370kg

#### (3) 回収方法

公共施設において年1回程度、各地域で回収日を設けて回収している。

### 3 回収方法（案）

#### (1) 回収対象物

現行の一関市のイベント回収による対象物を想定。

#### (2) 回収方法

次の4つの方法が想定される。※可燃ごみの計画収集からのピックアップは行わない。

##### ①常設拠点回収（直接持込）

- ・清掃センター内に回収ボックスを設置して回収する。
- ・袋入れは不要。
- ・回収した古着はストックヤードで保管する。

##### ②イベント回収（単発開催）

- ・年に1～2回程度、他の催しの開催に合わせて回収を行う。
- ・他の催しに合わせて実施することで集客の相乗効果が期待できる（産業まつり、福祉まつり、チャリティーバザーなど）。

- ・袋入れは不要。
- ・回収した古着はストックヤードで保管する（若しくは引き渡し業者へ直接搬入する）。

③イベント回収（巡回拠点回収）

- ・年に4回程度、回収拠点を決め、回収車両で巡回して回収する。

例) 3月〇日 午前 一関市役所駐車場 午後 千厩支所駐車場

6月〇日 午前 大東支所駐車場 午後 平泉町役場駐車場

9月〇日 午前 花泉支所駐車場 午後 川崎支所駐車場

12月〇日 午前 東山支所駐車場 午後 室根支所、藤沢支所駐車場

- ・回収した古着はストックヤードで保管する（若しくは引き渡し業者へ直接搬入する）。
- ・袋入れは不要。

④計画収集（集積所回収）

- ・隔月若しくは4半期に1回、収集日を設けて計画収集する（年6～4回の収集）。
- ・集積所には指定袋に入れて排出する。
- ・収集車両は回収する古着が汚れたり濡れたりしない車両とする。
- ・収集日の設定は、収集車両の配置状況（混載回収か単品回収か、混載の場合の混載回収量、追加配置可能な車両数、受入施設側の処理能力）を踏まえて、各地域の実態に応じて設定する。
- ・施設に搬入してストックヤードで保管する（若しくは引き渡し業者へ直接搬入する）。
- ・必要に応じて施設側で手選別を行う（引き渡し業者と要協議）。

常設拠点回収①はいずれのパターンでも実施することを基本とすると、上記パターンの組み合わせにより以下の5つの案が想定される。

そのほか、衣類の回収（買取）を実施している民間店舗の周知を図る。

【案の1】①常設拠点回収のみ

【案の2】①+②イベント回収（単発開催）（年1～2回）

【案の3】①+③イベント回収（巡回拠点回収）（年4回）

【案の4】①+②イベント回収（単発開催）（年1～2回）  
+③イベント回収（巡回拠点回収）（年4回）

【案の5】①+④計画収集（集積所回収）（年4～6回）

収集量 小

収集量 大



《事務局（案）》

- ・古着の排出は季節的なものであり、日常的に排出されるものではないと推察される。
- ・管内全域で計画収集を実施する場合、現行の収集車両での対応は難しいことから別途、収集車量の配置が必要となる。その場合、追加配置分の収集運搬費用の増額が必要となる。また、収集運搬業者において車両の追加配置に対応可能か確認が必要である。

（燃えるごみとの混載は不可（塵芥車による収集のため）。資源・不燃ごみとの混載も不可（一関清掃センター管内は一部塵芥車による収集を行っている。大東清掃センター管内は平ボデー車であるが、現在の収集量へのさらなる上乗せは難しい状況。）

- ・よって、現時点では季節的な排出に対応してイベント回収（巡回拠点回収）を実施することを基本とした【案の3】又は【案の4】による方法が妥当と考える。
- ・なお、計画収集の実施については、今後、収集運搬業者と協議して現状を確認し、最終的に判断することとしたい。

(4) 保管・搬出

リサイクル施設内にストックヤードを設ける。

ストックヤードは10tコンテナが置ける程度のスペースを確保する。

コンテナがいっぱいになった都度、引き渡し業者へ引き取りを依頼する。

引き渡しは、有料買い取り又は無料引き取りしてもらえる方法による。

## 小型家電の回収について

### 1 小型家電の回収について

回収品目の拡大について、検討委員会において委員より意見をいただいていたもの。

### 2 現状

#### (1) 回収対象物

別添資料のとおり

(処理委託先業者が処理可能な品目のうち、契約により有価扱いとされる品目に限定)

#### (2) 処理業者

事業認定を受けている県内処理業者

令和3年度の搬出量 37.09トン (売渡額 37.09トン×1,000×@5円/kg=185,450円)

売渡分のほか、雑家電として少量ではあるが処理委託しているものもある。

#### (3) 回収方法

① 一関市 ボックス回収 (45か所)、窓口回収、イベント回収

② 平泉町 ボックス回収 (1か所)

③ 組合 ピックアップ回収、直接持込

※指定ごみ袋に入るものは燃やせないごみとして排出も可。

ボックス回収分は月1回、収集業者が収集している。

収集業務委託業者は入札により決定。

### 3 他自治体の取組状況

別添資料のとおり (岩手県ホームページより)

### 4 回収方法 (案)

#### (1) 回収対象物

小型家電の回収対象品目を拡大する (拡大範囲は今後検討)。

#### (2) 処理業者

現行に同じ (事業認定を受けている県内処理業者)。

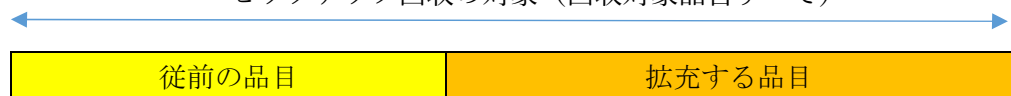
#### (3) 回収方法

次の5つの方法が想定される。

##### ① ピックアップ回収

・直接持込分及び不燃ごみの計画収集分からピックアップし、ストックヤードで保管する。

ピックアップ回収の対象 (回収対象品目すべて)



② 常設拠点（ボックス）回収

- ・既設のボックス回収（一関市 45 か所、平泉町 1 か所）で回収する。
- ・袋入れは不要。
- ・ボックスでの回収対象は限定する（ボックスに入る大きさのもの）。
- ・回収した小型家電は収集業者に収集委託し、引き渡し業者へ搬入。



③ イベント回収（単発開催）

- ・年に 1 ～ 2 回程度、何らかの催しの開催に合わせて回収を行う（古着の回収と併せて）。
- ・小型家電回収単独実施よりは、何らかの催しに合わせて実施するのも集客の相乗効果が期待できる（産業まつり、福祉まつり、チャリティーバザーなど）。
- ・袋入れは不要。
- ・回収した小型家電はストックヤードで保管する（若しくは引き渡し業者へ直接搬入する）。

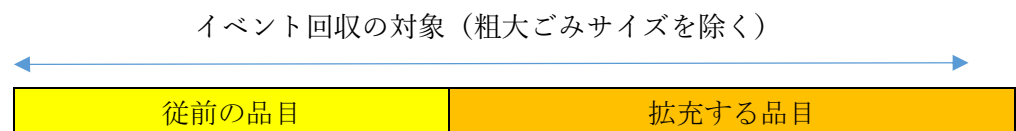
④ イベント回収（巡回拠点回収）

- ・年に 4 回程度、回収拠点を決めて回収車両で巡回して回収する（古着の回収と併せて）。

例）

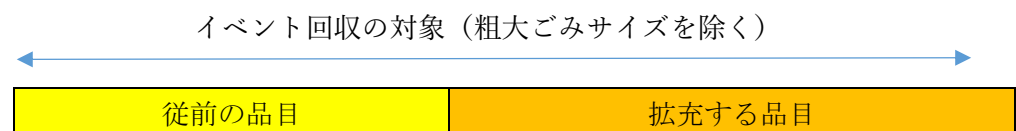
3月〇日	午前	一関市役所駐車場	午後	千厩支所駐車場
6月〇日	午前	大東支所駐車場	午後	平泉町役場駐車場
9月〇日	午前	花泉支所駐車場	午後	川崎支所駐車場
12月〇日	午前	東山支所駐車場	午後	室根支所、藤沢支所駐車場

- ・回収した小型家電はストックヤードで保管する（若しくは引き渡し業者へ直接搬入する）。
- ・袋入れは不要。



⑤ 計画収集（集積所回収）

- ・隔月若しくは 4 半期に 1 回、収集日を設けて計画収集する（年 6 ～ 4 回の収集）。
- ・集積所には指定袋に入れて排出する（指定袋に入らないものは計画収集しない）。
- ・収集車両は回収する小型家電が破損したり濡れたりしない車両とする（塵芥車は不適）。
- ・収集日の設定は、収集車両の配置状況（混載回収か単品回収か、混載の場合の混載回収量、受入施設側の処理能力）を踏まえて、各地域の実態に応じて設定する。
- ・施設に搬入してストックヤードで保管する（若しくは引き渡し業者へ直接搬入する）。
- ・必要に応じて施設側で手選別を行う（引き渡し業者と要協議）。





ピックアップ回収①及び常設拠点回収②はいずれのパターンでも実施することを基本とすると、上記パターンの組み合わせにより以下の5つの案が想定される。

そのほか、ジモティーの活用について周知を図る。

【案の1】基本（①+②）のみ

【案の2】基本+③イベント回収（単発開催）（年1～2回）

【案の3】基本+④イベント回収（巡回拠点回収）（年4回）

【案の4】基本+③イベント回収（単発開催）（年1～2回）  
+④イベント回収（巡回拠点回収）（年4回）

【案の5】基本+⑤計画収集（集積所回収）（年4～6回）

収集量 小



収集量 大

#### 《事務局（案）》

・小型家電の排出は、季節的な買い替えや製品の故障時に発生するものであり、可燃ごみや不燃ごみのように日常的に排出されるものではないと推察される。

・管内全域で計画収集を実施する場合、現行の収集車両での対応は難しいことから別途、収集車量の配置が必要となる。その場合、追加配置分の収集運搬費用の増額が必要となる。また、収集運搬業者において車両の追加配置に対応可能か確認が必要である。

（大東清掃センター管内は平ボデー車であり、これまでの不燃ごみから小型家電への変更であるため、資源・不燃ごみとの混載による計画収集は可能と推察されるが、一関清掃センター管内は一部塵芥車による収集を行っているため、混載した場合の積み下ろし時の分別が困難である。また、小型家電を壊さずに収集することにも難点がある。燃えるごみとの混載も不可（塵芥車による収集のため）。）

・よって、現時点では季節的な排出に対応してイベント回収（巡回拠点回収）を実施することを基本とした【案の3】又は【案の4】による方法が妥当と考える。

・なお、計画収集の実施については、今後、収集運搬業者と協議して現状を確認し、最終的に判断することとしたい。

#### (5) 保管・搬出

リサイクル施設内にストックヤードを設ける。

ストックヤードは10tコンテナが置ける程度のスペースを確保する。

コンテナがいっぱいになった都度、処理委託業者へ引き取りを依頼する。